

諮詢番号：令和7年度諮詢第2号（令和7年6月2日付け）

答申番号：令和7年度答申第2号（令和7年9月2日付け）

答 申

審査請求人〇〇が令和6年10月15日付けで提起した処分庁〇〇市福祉事務所長による生活保護費用返還金決定処分（令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号。以下「本件処分1」という。）及び生活保護費用返還金決定処分（令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号。以下「本件処分2」といい、本件処分1と本件処分2とを併せて以下「本件各処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、審査庁岐阜県知事（以下「審査庁」という。）から諮詢があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

審査請求人は、令和〇年〇〇月〇〇日に特別支給の老齢厚生年金〇〇円を、同年〇〇月〇〇日に企業年金連合会老齢年金〇〇円の支給を受けた。

処分庁は、令和〇年〇〇月〇〇日付けで、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による返還金として、本件処分1は〇〇円を、本件処分2は〇〇円をそれぞれ決定した旨通知した。

本件審査請求は、審査請求人が本件各処分を不服として提起したものである。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は多岐にわたるが、本件各処分に関しあおむね次のように述べ、本件各処分は取り消されるべきであると主張する。なお、審査請求人は、このほか、自動車事故による損害賠償金に係る資力発生日、〇〇市長がした個人情報不開示決定の違法、同市長がした個人情報不開示決定処分に係る審査請求に対する弁明書の違法、岐阜県知事が平成〇〇年〇〇月〇〇日にした裁決の違法等も主張している。

- 1 審査請求人について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の届出がされたとみなされるのは、転出・転入届がされた平成〇〇年〇〇月〇〇日ということになる。そうすると、処分庁が令和〇年〇〇月〇〇日付けでした本件各処分は、法第63条にいう「資力」の取得時期の認定を誤った違法がある。
- 2 本件各処分は、相殺前控除説をとっており、被保護者世帯の自立助長の観点から考慮しないこと等により、その自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く事態と認められる場合に該当し、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法なものである。また、本件各処分が取り消されなければ、法の趣旨及び目的に反し、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある。
- 3 令和〇年〇〇月〇〇日、処分庁の職員と面談し、審査請求人は当該2件の入金事実を認め、報告を失念したと発言し、また、金銭は既に生活のために消費したと発言した。処分庁の職員は、審査請求人に保護のしおりを教示し、権利義務を説明した。審査請求人は、後日、収入申告する旨を申し出た。その後、丁第606号証のとおり収入申告をしている。
- 4 指導又は指示に被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならない旨が定められており、審査請求人は、処分庁が令和〇年〇〇月〇〇日に交付した「生活保護法第27条第1項に基づく指導指示書」による指導指示に従っている。法第63条による処分をされるいわれはない（物事をするのに正当な根拠や理由がない。）。
- 5 審査請求人は平成〇〇年〇〇月〇〇日以降〇〇市民であり、〇〇市国民健康保険の被保険者の資格を有する。それにもかかわらず、〇〇市又は処分庁が国民健康保険法第64条第1項又は介護保険法（平成9年法律第123号）第21条第1項に基づき損害賠償請求権を代位取得しなかったことにより、平成〇〇年〇〇月〇〇日の交通事故に係る損害賠償請求訴訟における審査請求人の請求額と確定判決の認容額との差額の〇〇円の損害を被った。国民健康保険法第64条第1項の規定により損害賠償請求権を代位取得することを怠り、処分庁が平成〇〇年〇〇月〇〇日に保護開始決定を行ったことは、憲法第13条、第14条、第15条第2項、第29条等に違反し、公共の福祉に反し、無効（地方自治法第2条第17項）である。
- 6 処分庁が令和〇年〇〇月〇〇日にした「保護決定通知書」の決定は、信義則違反及び公序良俗違反に該当し、違法である。
- 7 国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第10条の「債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容

に応じて、財政上もっとも国の利益に適合するように処理しなければならない。」との規定に反し、公共の福祉に影響を及ぼすおそれがある。

8 本件各処分に係る各通知書の記載だけでは、事実関係やどのような基準を適用して処分を行ったかを全く記載しておらず、法の趣旨を満たす処分理由を審査請求人が知ることができたとは考えられないため、理由の記載は不十分であると認められる。また、理由付記の不備の瑕疵は治癒されず、本件各処分は取消しを免れない違法がある。

第4 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件審査請求のうち本件各処分の取消しを求める部分については、本件各処分に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきであり、本件審査請求のうち本件各処分の取消しを求める部分以外の部分については、不適法な審査請求であるから、同条第1項の規定により却下されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

1 本件各処分の取消しを求める部分について

審査請求人は、特別支給の老齢厚生年金及び企業年金連合会老齢年金をそれぞれ遡及受給したことから、「資力があるにもかかわらず、保護を受け」（法第63条）、その資力を現実に活用することができる状態になった。

本件各処分に当たり処分庁が行った収入認定の方法は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）に基づいた方法であると認められるほか、決定した返還額は支給済みの保護金品の範囲内である。

また、審査請求人が遡及受給した年金は、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還等取扱通知」という。）が定める返還金からの控除が認められる場合に該当しない。

したがって、処分庁が法第63条を適用し、審査請求人が遡及受給した年金の全額を返還額と決定した本件各処分に違法又は不当な点はない。

2 本件各処分の取消しを求める部分以外の部分について

行政不服審査法第2条は「行政庁の処分に不服がある者は、第4条及び第5条

第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。」と規定しているところ、同法第7条第1項は「次に掲げる処分及びその不作為については、第2条及び第3条の規定は、適用しない。」と規定し、同項第12号に「この法律に基づく処分（第5章第1節第1款の規定に基づく処分を除く。）」が掲げられており、審査請求に対する裁決については審査請求をすることができないから、審査請求人が、○○市長がした裁決の違法の確認を求めていることについては、不適法である。

また、行政不服審査法第4条は「審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。」と規定し、同条各号に審査請求をすべき行政庁として掲げられているのは「当該処分庁等」（同条第1号）、「官内庁長官又は当該庁の長」（同条第2号）、「当該主任の大臣」（同条第3号）及び「当該処分庁等の最上級行政庁」（同条第4号）であるから、審査請求人が、○○市長の行為又は不作為が住民基本台帳法に違反する違法なものであることの確認を審査庁（岐阜県知事）に求めていることについても、不適法である。

さらに、行政不服審査法に基づく審査請求においては、処分（事実上の行為を除く。）についての審査請求に理由がある場合（同法第45条第3項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することと規定されており（同法第46条第1項本文）、同法は、審査庁に対して、処分若しくは裁決又は行為の違法を確認することを求める審査請求がされることを予定していないため、○○市長の裁決及び行為又は不作為が違法であることの確認を求ることは、不適法である。

第5 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は、適正であったこと。
- 2 審理員による事実認定は、妥当であると考えられること。
- 3 審理員による法令解釈のうち、本件各処分の取消しを求める部分以外の部分については、不適法な審査請求であるから、行政不服審査法第45第1項の規定により却下されるべきとの部分は、次の理由から妥当でないと考えられるこ^と。
 - (1) 審理の対象は審査請求の趣旨に拘束されるものではないこと。

(2) 審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件各処分の取消しを求めるほか、〇〇市長が平成〇〇年〇〇月〇〇日にした裁決の違法確認、同市長が岐阜県知事に対して審査請求人の「本人確認情報」を電気通信回線を通じて送信しなかったことの違法確認及び本件各処分の違法確認を求めていたが、審査請求書の記載内容及び審理手続の全趣旨を踏まえると、これらは本件各処分を不服とする理由であると解されること。

4 よって、審理員の判断と異なり、本件審査請求の結論としては、本件審査請求について、本件各処分の取消しを求める部分と取消しを求める部分以外の部分とに区分することなく棄却するのが相当であること。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和7年 6月 2日	諮問
令和7年 8月 6日	審議（第28回第1部会）

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 法の規定等

(1) 法

ア 法第4条は、保護の補足性について、次のとおり規定している。

「第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」

2 及び3 略

イ 法第7条は、申請保護の原則について、次のとおり規定している。

「第7条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」

ウ 法第8条は、基準及び程度の原則について、次のとおり規定している。

「第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」

2 略

エ 法第27条は、指導及び指示について、次のとおり規定している。

「第27条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」

2 及び3 略

オ 法第61条は、届出の義務について、次のとおり規定している。

「第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」

カ 法第62条は、指示等に従う義務について、次のとおり規定している。

「第62条 被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」

2 略

3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 及び5 略

キ 法第63条は、費用返還義務について、次のとおり規定している。

「第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」

(2) 次官通知

次官通知第8は、収入の認定について、次のとおり定めている。なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定

する「第1号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「第8 収入の認定

収入の認定は、次により行うこと。

1 及び2 略

3 認定指針

(1) 略

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

(ア) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。ただし、(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない。

(イ) 略

イからエまで 略

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ア 社会事業団体その他（地方公共団体及びその長を除く。）から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

キ 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（才に該当するものを除く。）のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられ

る額

ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの（ウからキまでに該当するものを除く。）

(ア) 及び(イ) 略

ケ 心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るために、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき 800円以内の額（月額）

コ 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金

サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又はこともの日の行事の一環として支給される金銭

シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認定することが適当でないもの

ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金

セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料（同一世帯内に同一の者につきスを受けることができる者がある場合を除く。）

ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により支給される医療特別手当のうち3万9390円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金

チ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額

(ア) 及び(イ) 略

ツ 国及び地方公共団体が実施する統計調査の調査対象となり、協力した際に謝礼として支給される金額

(4)及び(5) 略

」

(3) 局長通知

局長通知第8は、収入の認定について、次のとおり定めている。なお、局長通知は、次官通知と同様に地方自治法第245条の9第3項に規定する「第1号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「第8 収入認定の取扱い

1 定期収入の取扱い

(1)から(3)まで 略

(4) 恩給、年金等の収入

ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えない。

イ 略

(5) 略

」

(4) 費用返還等取扱通知

費用返還等取扱通知1は、法第63条に基づく費用返還の取扱いについて、次のとおり定めている。

「1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

なお、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、別添1の様式を活用されたい。

① 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盜難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が

不可抗力であることを確実に証明できる場合。

- ② 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額。（保護基準額以内の額に限る。）
- ③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の(3)に該当するものにあっては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。）
- ④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。

ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア)から(エ)まで 略

- ⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。
- ⑥ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。

なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。

そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められていないので留意すること。

(2) 遷及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて
年金を遷及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。

そのため、遷及して受給した年金収入については、次のように取扱うこと。

(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり
遷及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

① 資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要
が生じること

② 当該費用返還額は原則として全額となること

③ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと

(イ) 原則として遷及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。

(ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遷及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。」

(5) 行政手続法（平成5年法律第88号）

行政手続法第14条は、不利益処分の理由の提示について、次のとおり規定している。

「第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」

2 本件処分について

(1) 本件各処分の検討

ア 法第63条の規定の適用について

(ア) 法第4条第1項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、法第8条第1項は「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している（上記第7の1(1)ア及びウ）。

これらの規定からすれば、要保護者（法第6条第2項に規定する要保護者をいう。）の収入及び資産の活用によってもなお最低限度の生活の維持に不足する部分について保護が実施されるものである。

そして、法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している（上記第7の1(1)キ）。これは、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている」（東京高等裁判所平成25年4月22日判決（平成25年（行コ）第27号））と解される。

(イ) 本件においては、乙第1号証の1の「新法初回払内訳照会」に「発生〇〇」と記載があり、日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/seido/roureinenkin/jukyu-yoken/20140421-02.htm> 1#cms02）には昭和〇〇年4月2日から昭和〇〇年4月1日までに生まれた男性に係る特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢は〇〇歳である旨が記載されている。そうすると、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれの男性である審査請求人は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇歳に達したことにより年金受給権を取得したと認められる。そして、費用返還等取扱通知1(2)(ウ)において、遡及して受給した年金収入についての「資力の発生時点は年金受給権発生日」であるとされている（上記第7の1(4)）から、特別支給の老

齢厚生年金について審査請求人に資力が発生した時点は、〇〇歳に達した令和〇年〇〇月〇〇日であると認められる。

また、企業年金連合会のホームページ（<https://www.pfa.or.jp/nenkin/nenkinkyufu/nenkinkyuufu03.html>）に、「連合会老齢年金の支給開始年齢は、原則として国の老齢厚生年金と同じ」である旨とともに、昭和〇〇年4月2日から昭和〇〇年4月1日までに生まれた男性に係る企業年金連合会老齢年金の支給開始年齢は〇〇歳である旨の記載がある。よって、特別支給の老齢厚生年金と同様に、企業年金連合会老齢年金について審査請求人に資力が発生した時点は、〇〇歳に達した令和〇年〇〇月〇〇日であると認められる。

(ウ) そして、審査請求人は、令和〇年〇〇月〇〇日に特別支給の老齢厚生年金〇〇円を、同年〇〇月〇〇日に企業年金連合会老齢年金〇〇円をそれぞれ実際に遡及受給したことから、「資力があるにもかかわらず、保護を受け」（法第63条）、その資力を現実に活用することができる状態になったと認められる。

よって、処分庁が審査請求人に対して法第63条を適用して本件各処分を行ったことに、違法又は不当な点はない。

イ 返還額について

(ア) 法第63条は、返還額について「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内」という上限を定める一方、その決定方法を具体的に規定せず、「保護の実施機関の定める額」とすることを規定するにとどまるから、同条の規定による返還額の決定は、保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

また、年金収入については「実際の受給額を認定する」（次官通知第8の3(2)ア(ア)）とし、「実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定する」（局長通知第8の1(4)ア）としている（上記第7の1(2)及び(3)）。

(イ) これを本件各処分についてみると、返還額を決定するに当たって、処分庁は、審査請求人の年金収入について、次官通知及び局長通知の上記の定めに沿って本来の年金支給額を各月に分割して収入認定し、別紙「費用返還額算定表」の②欄及び④欄に記載の額を算出していると認められる。

また、別紙「費用返還額算定表」のとおり、特別支給の老齢厚生年金〇〇円と企業年金連合会老齢年金〇〇円を合計しても、支給済み保護金品の

額を超えないことは優に認められる。

(ウ) これらのことからすれば、本件各処分に当たり処分庁が行った収入認定の方法は次官通知及び局長通知に基づいた方法であると認められるほか、決定した返還額は支給済みの保護金品の範囲内であるから、処分庁に与えられた返還額の決定の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとは認められない。

ウ 自立更生免除について

(ア) 費用返還等取扱通知 1(1)が「法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」としている（上記第 7 の 1(4)）ところ、本件が費用返還等取扱通知 1(1)の①から③まで及び⑥のいずれにも該当しないことは明らかである。

また、費用返還等取扱通知 1(1)④に「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」が掲げられているが、費用返還等取扱通知 1(1)⑤で「④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。」とされているから、本件において費用返還等取扱通知 1(1)④が適用されることはない。

(イ) そして、費用返還等取扱通知 1(2)において「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。」と記載があるとともに、同(ア)②に「当該費用返還額は原則として全額となること」と記載されている。

さらに、費用返還等取扱通知 1(2)(ア)③に「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」と記載されている。

(ウ) 上記(イ)に記載のとおり、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費についてはそれ以外の収入に係る自立更生費とは区別して厳格な対応が求められていることからすれば、遡及して受給した年金収入に係る自立更生

費が認められるのは、年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮してもなお真にやむを得ない理由がある場合に限られ、極めて例外的で稀な取扱いと解される。

これを本件についてみると、特別支給の老齢厚生年金〇〇円及び企業年金連合会老齢年金〇〇円の受給の事実を審査請求人が認めたのは、当該受給から〇〇月以上経過した後の令和〇年〇〇月〇〇日であったことから、事前に処分庁に相談があったとは認められない。また、同日に、審査請求人は、金銭は既に生活のため消費した旨を発言し、同年〇〇月〇〇日にも、審査請求人は、受給した当該2件の年金は既に生活費に消費した旨を話していることから、本件において費用返還等取扱通知1(2)(ア)③の「真にやむを得ない理由」があったと認めるることはできない。

よって、本件各処分において、処分庁が返還控除額をいずれも〇〇円としたことに違法又は不当な点はない。

エ 小括

以上のことおり、処分庁が法第63条を適用し、審査請求人が遡及受給した年金の全額を返還額と決定した本件各処分に違法又は不当な点はなく、本件各処分を取り消すべき理由はない。

(2) 審査請求人の主張について

ア 上記第3の1の主張について

審査請求人は、本件各処分は、法第63条にいう「資力」の取得時期の認定を誤った違法がある旨を主張する。

確かに、本件各処分に係る各通知書には、いずれも資力発生年月日について令和〇年〇〇月である旨が記載されている。

しかし、上記第7の2(1)ア(イ)で述べたとおり、特別支給の老齢厚生年金及び企業年金連合会老齢年金のいずれについても審査請求人に資力が発生した時点は、〇〇歳に達した令和〇年〇〇月〇〇日であると認められる。

そして、年金の支給は年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始まり（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第36条第1項）、年金は毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期にそれぞれその前月分までを支払うとされており（同条第3項）、処分庁は年金受給権発生日の翌月である令和〇年〇〇月分の年金（年金支給月は同年〇〇月）から本来の年金支給額を各月に分割して収入認定したと認められる（上記第7の2(1)イ(イ)参照）。

そうすると、本件各処分に係る各通知書の資力発生年月日の記載に誤りがあるが、次官通知及び局長通知に沿って本来の年金支給開始月である令和〇年〇〇月から分割して収入認定をしているから、結果的に本件各処分で決定した返還額に影響が生じるものではないから、審査請求人の上記の主張を本件各処分の取消事由として採用することはできない。

なお、法第63条は「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している（上記第7の1(1)キ）ところ、国民健康保険法の届出並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の転出届及び転入届については本件各処分の要因とされていないことは明らかであるから、この点における審査請求人の主張は失当であるというほかない。

イ 上記第3の2の主張について

審査請求人の主張する「相殺前控除説」が必ずしも明らかではないが、要するに、本件各処分は自立助長を検討せずにされたものであり、裁量権の範囲の逸脱又は濫用がある旨を主張するものと解される。

しかし、令和〇年〇〇月〇〇日及び同年〇〇月の2回にわたって審査請求人から当該2件の年金を生活費に消費した旨の話があったのであるから、処分庁は本件各処分の前に当該2件の年金の使途について一応の確認をとったものと認められ、自立助長や自立更生費について全く検討されていないとまではいえない。

また、上記第7の2(1)ア(ア)で述べたように、法第63条の規定による費用返還は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うする」（東京高等裁判所平成25年4月22日判決（平成25年（行コ）第27号））趣旨にあるから、本件各処分は生活保護制度の趣旨に則しているといえる。

よって、本件各処分が法の趣旨及び目的に反し、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとする審査請求人の主張は、失当である。

ウ 上記第3の3の主張について

審査請求人は、収入申告をしていることをもって、本件各処分の取消しを求めていると解される。

しかしながら、法第61条は「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定しており（上記第7の1(1)オ）、被保護者が同条の規定による届出義務を果たしたからといって、法第63条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当することに変わりはないから、審査請求人の主張は失当である。

エ 上記第3の4の主張について

審査請求人は、処分序からの指導又は指示に従っていることをもって、本件各処分の取消しを求めていると解される。

法第62条第1項は「被保護者は、保護の実施機関が（…（中略）…）第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と、同条第3項は「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と規定している（上記第7の1(1)カ）。

本件各処分は法第63条の規定を適用して審査請求人に費用返還義務を具体的に生じさせるものであるが、法第62条の規定を適用してなされたものではないから、審査請求人の主張は失当である。

オ 上記第3の5の主張について

審査請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの保護の開始決定の無効又は違法を前提として、本件各処分の違法を主張するものと解される。

しかしながら、法第7条は「保護は、要保護者、その扶養義務者又は他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」と規定し（上記第7の1(1)イ）、申請に基づいて保護を開始することを原則としているところ、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの審査請求人からの保護の開始申請を契機として同月〇〇日付けの保護の開始決定がされているから、当該保護の開始決定が重大かつ明白な瑕疵があり無効な処分であるとはいえない。よって、当該保護の開始決定が無効であることを前提として本件各処分が違法であるということはできない。

また、保護の開始決定の違法を前提として本件各処分の違法を主張できるかという点について、「先行する行政行為があり、これを前提として後行の行政処分がされた場合には、後行行為の取消訴訟において先行行為の違

法を理由とすることができますかどうかが問題となるが、一般に、先行行為が公定力を有するものでないときはこれが許されるのに対し、先行行為が公定力を有する行政処分であるときは、その公定力が排除されない限り、原則として、先行行為の違法性は後行行為に承継されず、これが許されないと解されている（例外的に違法性の承継が認められるのは、先行の行政処分と後行の行政処分が連續した一連の手続を構成し一定の法律効果の発生を目指しているような場合である。）。（最高裁判所平成20年9月10日大法廷判決（平成17年（行ヒ）第397号）における近藤崇晴裁判官の補足意見）とされている。また、「処分性が認められる行政行為は、いわゆる公定力を有し、正当な権限を有する機関によって取り消されるまでは適法であるとの推定を受け、たとえこれに違法性があったとしても、原則として、取消訴訟などによって公定力が排除されない限り、その違法性は後行の処分には承継されず、後行処分の取消事由として主張することはできないと解されるが、例外として、先行の行政処分と後行の行政処分とが連續した一連の手続を構成し一定の法律効果の発生を目指している場合は、違法性の承継が認められると解される（前掲最高裁平成20年9月10日大法廷判決における近藤裁判官補足意見参照）。」（東京地方裁判所平成20年12月25日判決（平成17年（行ウ）第622号ほか））とされている。

これを保護の開始決定と費用の返還決定との関係についてみると、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの保護の開始決定は、法を適用して審査請求人に対する保護を実施することを具現化したものであり、行政処分として処分性を有しているから、原則として、その違法性が後行の行政処分に承継されることはない。そして、法第24条第3項の規定による保護の開始決定は生活に困窮する者に対して法を適用して最低限度の生活の保障を始源的に開始するという処分であり、法第63条の規定による費用返還決定は資力があるにもかかわらず保護を受けた者の返還義務を具現化するという処分であると解される。そうすると、両者は異なる性質を有する処分であるとともに、連續した一連の手続を構成し一定の法律効果の発生を目指しているということもできないから、先行行為が行政処分である場合にその違法性が承継される例外にも当たらない。よって、本件各処分に先行して行われた保護の開始決定の違法性を本件審査請求の理由とすることはできない。

以上により、審査請求人の主張には理由がない。

カ 上記第3の6の主張について

審査請求人の主張は、上記オと同様に、令和〇年〇〇月〇〇日に処分庁がした「保護決定通知書」の違法を前提として、本件各処分の違法を主張するものと解される。

令和〇年〇〇月〇〇日に処分庁がした「保護決定通知書」は、保護変更申請を却下する処分通知書であるが、上記オで述べたことと同様に、当該却下処分は公定力を有するから、当該却下処分に違法性があったとしてもその違法性は後行の行政処分に承継されない。また、当該却下処分と本件各処分とは異なる性質を有する処分であるとともに、連続した一連の手続を構成し一定の法律効果の発生を目指しているということもできないから、先行行為が行政処分である場合にその違法性が承継される例外にも当たらない。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

キ 上記第3の7の主張について

審査請求人の主張は、本件各処分が国の債権の管理等に関する法律第10条の規定に違反するというものと解される。

しかしながら、本件各処分による返還金は〇〇市の収入になるところ、国の債権の管理等に関する法律第2条第1項は「この法律において「国の債権」又は「債権」とは、金銭の給付を目的とする國の権利をいう。」と規定し、同法の規定が本件各処分による返還金に適用されることはないから、審査請求人の主張は失当である。

ク 上記第3の8の主張について

審査請求人は、本件各処分に係る各通知書の理由の記載では、いかなる事実関係に基づき、いかなる基準を適用して本件各処分がなされたのかを了知することは困難であり、十分な理由付記を欠く点において本件各処分は違法であると主張する。

「行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分

に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。」（最高裁判所平成23年6月7日第三小法廷判決（平成21年（行ヒ）第91号））とされている。

これを本件についてみると、法第63条の定める要件は複雑なものではなく、処分基準（行政手続法第2条第8号ハに規定する処分基準をいう。）の定めは存しない。

本件各処分に係る各通知書は、件名を「生活保護法第63条返還金決定通知書」とし、本文に「生活保護法第63条における返還金について、次のとおり決定しましたので通知します。」と記載があり、これら各通知書の末尾には法第63条の条文が記載されている。また、本件処分1に係る通知書にあっては返還の理由は「特別支給の老齢厚生年金（65歳未満受給額）の遡及受給により資力が発生したため。」と記載があり、本件処分2に係る通知書にあっては返還の理由は「企業年金連合会老齢年金の遡及受給により資力が発生したため。」と記載がある。さらに、本件各処分に係る各通知書には、それぞれ「費用返還額積算表」が添付されていた。

これらの記載等によれば、審査請求人において、本件各処分は、審査請求人が年金を遡及受給したことにより、「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当し、「受けた保護金品に相当する金額の範囲内」で費用返還を求めるものであることを了知することが十分可能である。そうすると、本件各処分に係る各通知書に記載された理由付記の程度が、上記最高裁判所判決において示された行政手続法第14条第1項本文の趣旨に反するものということはできない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

ケ 審査請求人はその他の事項についても多岐にわたり主張するが、その主張するところは本件各処分に關係あるものと解することができないものか、上記の判断を左右するに足りないものであるから、いずれも審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第1部会

部会長 高橋勉、委員 山内沙絵子、委員 和田恵

別紙

(省略)